

信州パーキング・パーミット制度のご案内

公共施設や店舗など様々な場所に設置されている障害者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	有効期間
	身体障害	視覚	○	○	○	○		
	聴覚	○	○	○				
	ろうあ	○	○	○				
	平衡	○	○	○	○	○		
	上肢	○	○					
	下肢	○	○	○	○	○	○	
	体幹	○	○	○	○	○		
	脳原性 上肢機能	○	○					
	脳原性 移動機能	○	○	○	○	○	○	
	内臓機能	○	○	○	○			
知的障害	療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の者							
精神障害	精神障害者保健福祉手帳が1級の者							
発達障害	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育期間等が認めた者							
難病	特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者							
高齢者	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者							発行日から2年以内
妊産婦	母子健康手帳を取得した者							母子健康手帳の取得から出産後2年の間
その他けが人または病気等	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者							医師の診断書等による必要期間以内 (最長で発行の日から1年以内)

○ 障害等の状況が分かる書類（母子健康手帳、診断書）等を持参のうえ、ヘルシパーク中央棟（保健福祉課）へお越しください。